

【重要】日本専門医機構更新申請について

教育委員会
委員長 稲田英一

1. 日本専門医機構（以下、機構）専門医更新時期および単位について

日本専門医機構からの通達により、2015年度（認定日2015年4月1日以前）までに基本19診療科の専門医を取得した方は、2019年度までに機構専門医として諸条件を満たし更新することになっておりました。本学会もこれを受け、準備を進め、皆様に周知して参りました。

しかしこの度、急遽機構から機構専門医への更新は、学会専門医更新時から5年の期間が必要であり、2019年度に学会専門医更新日から4年未満である専門医は、2019年度以降に更新せよとの通達を受けました。具体的には、以下のとおりとなります。本学会としては2019年度更新申請に向けて単位取得されている方がいらっしゃるため、以下の移行処置を設けられるよう、機構と折衝し下記のとおりとなりました。

突如の変更で大変ご迷惑をおかけし、申し訳ございませんが、ご理解の程、何卒宜しくお願い致します。

学会専門医認定期間 2015年4月1日～2020年3月31日の方(以前の通達から変更なし)

機構専門医更新申請期間：2019年10月1日～2019年11月30日の間に行う。

機構専門医認定期間：2020年4月1日～2025年3月31日

機構専門医移行措置：2014年4月1日～2019年9月30日に取得した単位を認める。

学会専門医認定期間 2014年4月1日～2019年3月31日の方

学会専門医更新申請：2018年9月1日～10月31日の間に行う。

新たな学会専門医認定期間：2019年4月1日～2024年3月31日

機構専門医更新申請期間：2023年9月1日～10月31日の間に行う。

機構専門医有効単位期間：2015年9月1日～2016年5月末、2018年4月1日～2023年3月31日の期間に取得した単位を認める。

機構専門医認定期間：2024年4月1日～2029年3月31日

機構専門医移行措置：2015年9月1日～2016年5月末日の取得単位については、機構専門医更新時に利用できる。

学会専門医認定期間 2013年4月1日～2018年3月31日の方

学会専門医更新申請：2017年9月1日～10月31日の間に行う。

新たな学会専門医認定期間：2018年4月1日～2023年3月31日

機構専門医更新申請期間：2022年9月1日～10月31日の間に行う。

機構専門医有効単位期間：2015年9月1日～2016年5月末、2017年4月1日～2022年3月31日の期間に取得した単位を認める。

機構専門医認定期間：2023年4月1日～2028年3月31日

機構専門医移行措置：2015年9月1日～2016年5末日の取得単位については、機構専門医更新時に利用できる。

学会専門医認定期間 2012年4月1日～2017年3月31日の方

学会専門医更新申請：2016年9月1日～10月31日の間に行う。

新たな学会専門医認定期間：2017年4月1日～2022年3月31日

機構専門医更新申請期間：2021年9月1日～10月31日の間に行う。

機構専門医有効単位期間：2015年9月1日～2021年3月31日

機構専門医認定期間：2022年4月1日～2027年3月31日

機構専門医移行措置：2015年9月1日～2016年3月末日

(本来は、2016年4月1日以降の単位が有効)の取得単位については、機構専門医更新時に利用できる。

学会専門医認定期間 2011年4月1日～2016年3月31日の方

学会専門医更新申請：2015年9月1日～10月31日

新たな学会専門医認定期間：2016年4月1日～2021年3月31日

機構専門医更新申請期間：2020年10月1日～11月31日の間に行う。

機構専門医有効単位期間：2015年4月1日～2020年9月30日

機構専門医認定期間：2021年4月1日～2026年3月31日

機構専門医移行措置：2020年9月30日までの単位を認める。

2. 機構専門医猶予期間の取り扱いについて

猶予期間について学会専門医と同様に機構専門医でも設定がございますが、学会専門医での猶予期間の取り扱いと、機構専門医での猶予期間の取り扱いについて異なりますので改めてご連絡いたします。

学会専門医では、猶予期間は「暫定専門医」ではありましたが、専門医有効期間に暫定専門医期間が含まれておりました。しかし機構専門医の猶予期間中は「専門医」ではなくなり、一旦資格停止状態となります。

また、学会専門医での猶予期間の申告は、5年に1度申請時に期間を報告する形としてお

りましたが、機構専門医では、猶予期間開始後 1 ヶ月以内に随時申請いただくことになりました。申請がない場合は、専門医更新ができなくなります。本学会は、2017年度以降この制度を運用いたしますので対象の方はご注意ください。2016年度中に改めて申請方法等改めて周知いたします。2016年度中の活動休止期間については、現行通り、更新時に申請下さい。

猶予期間の上限はこれまでどおり 2 年となっており、年度末で条件がそろった場合、翌年度に更新申請することになります。

猶予申請対象事由は、海外留学、妊娠、出産、育児、病气療養、介護、病院長や学部長等の管理職、災害被災などとなります。

機構専門医において 2 年以上、上記の理由により猶予し、条件が満たされない場合、再認定制度があります。資格喪失年度翌年の 4 月から申請時（約 3 ヶ月）までに所定の条件を満たし、専門医試験口頭、実技試験に合格すれば、専門医資格を回復できます。

機構による方針変更が続いておりますので、今後も最新情報は HP でご確認ください。

対象年度ごとの申請スケジュールについて

学会専門医認定期間	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
2012年4月1日～2017年3月31日の方	現制度更新					機構基準更新				
2013年4月1日～2018年3月31日の方		現制度更新					機構基準更新			
2014年4月1日～2019年3月31日の方			現制度更新					機構基準更新		
2015年4月1日～2020年3月31日の方				機構基準更新					機構基準更新	
2016年4月1日～2021年3月31日の方					機構基準更新					機構基準更新